

労災の 二次健康診断を 受けよう!!

無料



二次健康診断(二次健康診断等給付)は、定期健康診断の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々を対象に行われる無料の制度です。

◆労災の二次健康診断とは?

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、その状態を把握するための必要な検査を行う二次健康診断及び、脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導を、受診者の負担なく受けることができる制度です。



一次健康診断の結果で、脳・心臓疾患に関連する4項目について、異常の所見がある時に受けることができる。

※基本的には4項目に異常の所見がある方が対象になりますが、産業医が総合的に判断し、たとえば長時間労働などで異常の所見があると診断した場合でも受けることができます。

二次健康診断等給付について

近年、定期健康診断による有所見率が増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等を発症し、死亡または障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。このような疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

◆二次健康診断の概要

二次健康診断は、医療機関において直接、**健康診断・指導そのものを給付**するもの（現物給付）です。そのため、受診した方が費用を負担することはありません。また労災保険料にも反映しませんので、しっかり活用しましょう。



二次健康診断

脳血管と心臓の状態を把握するための検査

特定保健指導

- ◎栄養指導
- ◎運動指導
- ◎生活指導

検査項目

- ① 空腹時血中脂質検査
- ② 空腹時血糖値検査
- ③ ヘモグロビンA1c検査
- ④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査の何れか一方
- ⑤ 頸部超音波検査
- ⑥ 微量アルブミン尿検査

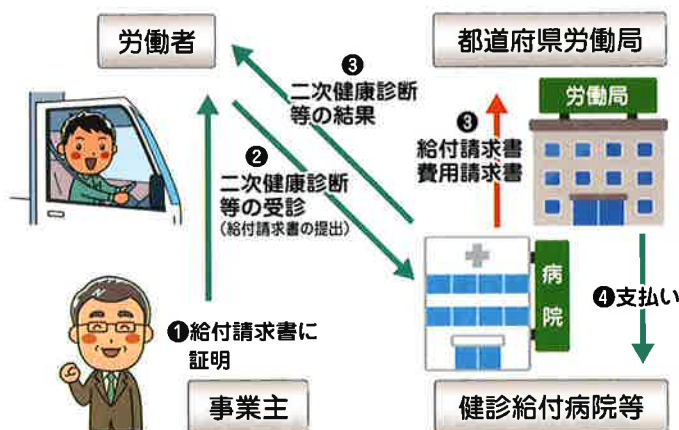
③は、一次健康診断で受検した場合は行いません。

⑥は、一次健康診断の尿蛋白検査で疑陽性(±)または弱陽性(+)の所見が認められた場合。

◆二次健康診断等給付の流れ

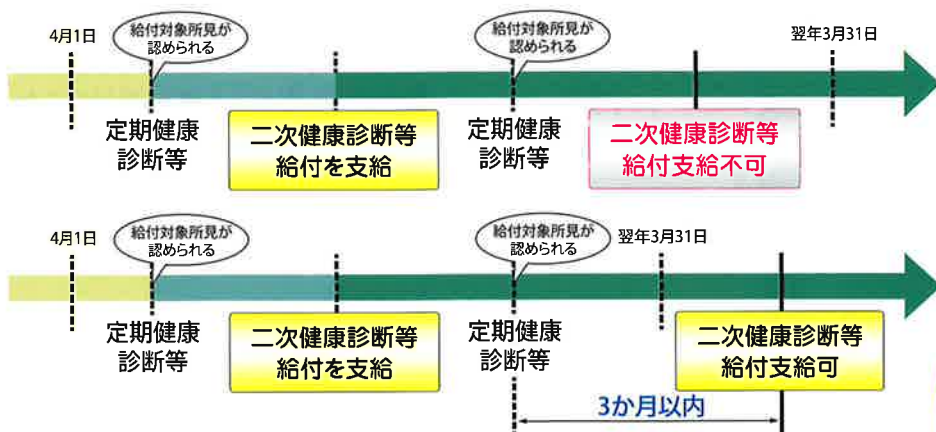
労災病院または都道府県労働局長が指定する病院・診療所（健診給付病院等）において直接、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できます。

二次健康診断等給付の流れは、右図のようになります。⇒



◆請求にあたって

二次健康診断等給付の請求は、一次診断の受診日から3か月以内に行う必要があります。原則、それを過ぎて請求が行われた場合は、受けることができません。また、1年度内で1回のみ受けることができます。



詳細はこちら

厚生労働省 ウェブサイト
二次健康診断等給付の請求手続

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-1.html>

詳しくは、お近くの労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。